

吹田市開業資金融資に係る利子補給金交付要領

制定 令和5年3月31日決裁

最終改正 令和7年3月25日決裁

1 趣旨

大阪府又は株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）の開業融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において、吹田市開業資金融資に係る利子補給金（以下「補給金」という。）を交付する。

2 定義

中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者に該当する者。ただし、次のいずれかに該当する法人は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していること。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

3 補給対象者

(1) 補給の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に主たる事業所を有する中小企業者であって、補給対象融資を受けた者

イ 最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子を現に支払った者

ウ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者

エ 個人の場合、市内に居住する者

(2) (1)イには、次のいずれかに該当する者であり、その全ての利子を現に支払った者を含む。

ア 補給対象融資の約定返済の回数が12回未満の者

イ 補給対象融資の残債を一括返済したことで、返済の回数が12回に満たない者

(3) (1)の規定にかかわらず、申請時点において次のいずれかに該当する者は、補給対象としない。

ア 金融機関と取引停止中の者

イ 大阪信用保証協会の代位弁済を受けている者

ウ 日本政策金融公庫から借入金債務の一括の弁済を求められている者

4 補給対象融資

補給対象となる融資は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 次のいずれかに該当する融資

(ア) 大阪府の開業・スタートアップ応援資金に係る融資

(イ) 日本政策金融公庫の創業支援貸付利率特例制度に係る融資（有担保での貸付を除く）

イ 市内の事業所の運転資金又は市内に設置する設備資金に充てる借入金

5 補給金の額等

- (1) 補給金の額は、最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子（約定利率が年1パーセントを超えるものについては、年1パーセントとして計算した額とする。）に相当する額（約定返済の回数が12回に満たない者については、返済回数分の利子に対する額）とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (2) 補給対象融資について、返済中に条件変更を行った者については、条件変更以前に支払った約定返済に係る利子に対する額とする。
- (3) 補給金の交付は、1の事業者に対し、1回限りとする。

6 手続の概要

(1) 手続の流れ

- ア 補給金の交付申請
- イ 補給金の交付決定
- ウ 補給金の交付請求
- エ 補給金の交付

- (2) 交付申請の日及び交付決定の日は、同一年度内でなければならない。

7 補給金の交付申請

- (1) 申請の時期 補給対象融資を受けた日から起算して2年以内。ただし、補給金の額に係る全ての利子を現に支払った日以後とする。
- (2) 提出書類
 - ア 補給金交付申請書（様式第1号）
 - イ 企業概要書（様式第2号）
 - ウ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
 - エ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
 - オ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
 - カ 補給対象融資を受けたことを証する書類
 - キ 利子の支払いを証する書類

- (3) (2)の書類のうち、証明すべき事項について公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

8 補給金の交付決定

- (1) 補給金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補給金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- (2) 交付決定の通知の際に、補給金交付請求書等の提出期限を通知する。

9 補給金の交付請求

- (1) 請求の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 補給金交付請求書(様式第4号)
 - イ 補給金の振込先口座の通帳の写し等

10 補給金の交付

補給金交付請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、補給金を交付する。

11 帳簿の整備等

補給金の交付を受けた者は、次の書類を、補給金の交付後10年間保管しなければならない。

- ア 補給対象融資に係る利子の支出を明らかにした帳簿
- イ 当該支出についての証拠書類

12 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、補給金の交付決定を受けた者に対し、補給対象融資に係る利子の支出に関する帳簿又は報告書等の提出を求め、調査又は質問をすることができる。
- (2) 補給金の交付決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

13 補給金の交付決定の取消し等

- (1) 補給金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補給金の交付決定を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - イ 11又は12(2)に違反したとき。

- (2) 補給金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補給金交付決定取消通知書により、その者に通知する。また、取消しに係る部分に関し既に補給金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。
- (3) 既に交付を受けた補給金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

14 施行期日等

- (1) この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- (2) この要領の施行の日以後に補給金の交付申請を行う者が、この要領の施行の日前に、吹田市開業サポート資金融資等に係る利子補給金交付要領（以下「旧要領」という。）の規定による補給対象融資を受けており、かつ、交付申請の日が、旧要領の補給対象融資を受けた日から起算して2年以内であって、補給金の額に係る全ての利子を現に支払った日以後である場合は、補給対象とする。

様式第1号

吹田市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書

年 月 日

吹田市長 宛

申請者 事業所所在地
フリガナ
事業者名 (屋号)
代表者役職
フリガナ
代表者氏名
電話番号
担当者名

次のとおり吹田市開業資金融資に係る利子補給金の交付を申請します。また、吹田市開業資金融資に係る利子補給金交付要領に定める対象要件を全て満たしていることを誓約します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補給対象利子額
- 開業・スタートアップ応援資金(大阪府) 円
- 創業支援貸付利率特例制度(日本政策金融公庫) 円

※ 添付書類

- (1) 企業概要書(様式第2号)
- (2) 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- (3) 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業主の開業届出書の写し
- (4) 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
- (5) 補給対象融資を受けたことを証する書類
- (6) 利子の支払いを証する書類
 - ア 開業・スタートアップ応援資金(大阪府)の場合
別紙「補給対象融資利子支払証明書」等
 - イ 創業支援貸付利率特例制度(日本政策金融公庫)の場合
融資制度名称が記載された利息支払証明書等
- (7) 市町村民税の調査に関する同意書(別紙) ((4)を添付できない場合のみ)

(別紙)

補給対象融資利子支払証明書

年 月 日

吹田市長 宛

証明者 金融機関所在地
金融機関名・支店名
電話番号

印

次のとおり約定返済に係る利子が支払われたことを証明します。

1 対象融資

融資種類	大阪府開業・スタートアップ応援資金		
事業者名			
融資金額	円		
約定利率	年	%	
融資期間	年	月	日から 年 月 日まで 箇月

2 支払額

回数	約定返済日	約定支払利子
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円
7	年 月 日	円
8	年 月 日	円
9	年 月 日	円
10	年 月 日	円
11	年 月 日	円
12	年 月 日	円
合 計		円

(別紙)

市町村民税の調査に関する同意書

年 月 日

吹田市長 宛

事業所所在地

フリガナ

事業者名 (屋号)

代表者役職

フリガナ

代表者氏名

電話番号

担当者名

代表者の住民登録住

所 (個人事業主の場合のみ)

合のみ)

吹田市開業資金融資に係る利子補給金の交付申請の審査のため、市職員が市町村民税の納付状況の調査をすることに同意します。

様式第2号

企業概要書

事業者名（屋号）			
代表者氏名			
設立年月日	年 月 日	資本金 (法人のみ)	千円
本店所在地			
その他市内拠点等名称 及び所在地			
全従業者数	人	市内在住従業者数	人
業種			
主な事業内容			
過去3期分の 業績 (個人の場合は 過去3年分)	期 年/月	売 上 高	
	前期	第 期	千円
	前々期	第 期	千円
	前々々期	第 期	千円
直近の決算期 における主要 事業・製品名 及び構成比率	事業・製品名		構成比率
	①		%
	②		%
	③		%
企業略歴			
企業の意思 決定の可否	本店所在地欄に記された事業所において企業の意思決定が 可 ・ 不可 (該当するものに丸)		

※ その他企業パンフレット、製品カタログ等があれば添付してください。

様式第3号

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

⑩

吹田市開業資金融資に係る利子補給金交付決定通知書

交付申請のあった吹田市開業資金融資に係る利子補給金について、次のとおり交付を決定します。

1 交付決定額

円

様式第4号

吹田市開業資金融資に係る利子補給金交付請求書

年 月 日

吹田市長 宛

請求者 事業所所在地
フリガナ
事業者名 (屋号)
代表者役職
フリガナ
代表者氏名 ⑩
電話番号
担当者名

交付決定のあった吹田市開業資金融資に係る利子補給金について、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金の種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※添付書類

補給金の振込先口座の通帳の写し等